

医院経営

転ばぬ先の法律相談

医師法や歯科医師法には「応召義務」がありますが、診療を断ることができる場合はどんな場合ですか？

歯科医師法19条1項は「診療に従事する歯科医師は、診療治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」として、「正当事由」がない限り、診療を拒むことはできません（これを「応召義務」といいます）。歯科医師が勤務医として医療機関に勤務する場合であっても、個人としての歯科医師が応召義務を負います。

正当事由の有無は諸般の事情を総合的に考慮して個別具体的に判断することになりますが、令和

元年（2019年）12月25日付厚生労働省通達「診察能力、他の医療機関等による医療提供の対応が必要であるか否か（病状の深刻度）を最も重要な考慮要素とし、②診療時間内か否か・勤務時間内か否か・勤務

第17回 応召義務を断れる場合とは？

緊急性の有無や診療時間内かなどを総合的に判断

機関・歯科医師の専門性・診察能力、他の医療機関等による医療提供の可能性等を総合的に勘案しつつ、事実上診療が不可能といえる場合にのみ正当事由があるとされています。一方、緊急対応の必要がある場合でも診療時間外である場合は求められる対応の程度は低くなります。また、医療費の不払いのみでは正当事由があるとはいえませんが、支払能力があるにもかかわらず悪意を持ってあえて支払わない場合等は正当事由がある、患者の迷惑行為によって診療行為の基礎となる信頼関係が喪失している場合は新たな診療行為を行わないことが正当化されるなどされています。

このように応召義務は今日でも重要な公法上の義務ですが、他方で「信頼関係の喪失」と評価できる場合には、ある程度正当事由を柔軟に解する傾向にあるのも事実です。

（弁護士・遠地靖志）



イラスト・辻井タカヒロ